

## (案)

放送法施行規則第八十六条の二第一項に規定する基幹放送設備等整備計画及び同令第一百一条の二第一項に規定する基幹放送局設備整備計画に関する総務大臣の確認対象となる設備及び確認申請書類の様式を定める件（平成二十六年総務省告示第〇号）

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第八十六条の二第一項及び同令第一百一条の二第一項に規定に基づき、放送法施行規則第八十六条の二第一項に規定する基幹放送設備等整備計画及び同令第一百一条の二第一項に規定する基幹放送局設備整備計画に関する総務大臣の確認の対象となる設備及び確認申請書類の様式を次のように定める。

## 一 総務大臣の確認の対象となる設備

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第八十六条の二第一項に規定する基幹放送設備等整備計画及び同令第一百一条の二第一項に規定する基幹放送局設備整備計画に関して、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第八十八条の放送の確実な実施のために特に必要なものであることについて、総務大臣の確認の対象となる設備は、次の（１）から（４）までの全てに適合する要件を具備する設備であって、別表第一に掲げる設備とする。

（１） 設備の整備主体が中波放送、短波放送若しくは超短波放送を行う地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者（基幹放送局設備を中波放送、短波放送又は超短波放送の業務の用に供する者に限る。）であること（日本放送協会及び放送大学学園を除く。）

（２） 設備の整備が、次のいずれかの場合に該当し、かつ、当該設備の整備が一体的に行われるものであること

ア 次のいずれかに該当する地域（以下「大規模自然災害被害懸念地域」という。）に立地している基幹放送局の送信設備について、当該設備が機能しなくなった場合に限り代替的に運用するために、当該設備の設置場所と比べて自然災害の影響を受けにくいと認められる場所に新たに予備の設備を設置する場合

（ア） 地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）第十四条の規定に基づき、都道府県若しくは市町村が津波により浸水する範囲として特定した地域又は津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第八条第一項の規定に基づき都道府県知事が設定した津波浸水想定により、津波があった場合に浸水が想定されるものとして特定した地域の内にあって、浸水深が概ね50cm以上の地域

（イ） 河川敷内又は水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条の規定に基づき指定された外水氾濫区域（浸水想定区域）内にあり、想定される浸水深が概ね50cm以上の地域

（ウ） 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成

二十五年法律第五十四号) 第六条第一項の規定に基づき指定された土砂災害警戒区域又は同法第八条第一項の規定に基づき指定された土砂災害特別警戒区域内にあり、土砂災害による被害が想定されている地域

イ 大規模自然災害被害懸念地域内に立地している基幹放送局の送信設備について、当該設備が自然災害の影響を容易に受けないようにするため、当該設備の設置場所と比べて自然災害の影響を受けにくいと認められる場所に当該設備に変えて新たに設備を整備する場合

ウ 大規模自然災害被害懸念地域内に立地している既存の中波放送を行う基幹放送局の送信設備について、当該設備が機能しなくなった場合に備え、当該設備と比べて自然災害の影響を受けにくいと認められる場所に、当該設備の補完として新たに超短波放送を行う基幹放送局の設備を整備する場合

(3) 大規模自然災害被害懸念地域内に立地する既存の基幹放送局の送信設備が(2)アの(ア)から(ウ)までに規定する各種の自然災害に被災することによって、放送の継続に支障を来すことが認められるものであること。

(4) 平成30年度までに全ての整備が終了する計画となっていること。

## 二 確認申請書類の様式

放送法施行規則第八十六条の二第一項に規定する基幹放送設備等整備計画及び同令第一百一条の二第一項に規定する基幹放送局設備整備計画に関する確認申請書類の様式については、別表第二のとおりとする。

別表第一

対象設備
鉄塔
局舎
外構施設
受電設備（電力引き込み送電線を含む。）
送信空中線
受信空中線
送信機
受信機
中継回線設備
伝送用専用線
電源設備（予備電源設備を含む。）
監視装置
警報装置
制御装置
上記の他、一（２）ア～ウの設備を整備するために必要な附帯設備

別表第二 確認申請書類の様式

1 確認申請書

基幹放送設備等整備計画についての確認申請書		
平成 年 月 日		
総務大臣 殿		
申請者 郵便番号 住所 (ふりがな) 事業者名 (ふりがな) 代表者氏名		
基幹放送設備等整備計画について、放送法第108条の放送の確実な実施に特に必要なものであることの確認を受けたいので、放送法施行規則第86条の2第1項(注1)の規定により、別紙の書類を添えて申請します。		
1 整備計画の実施期間 平成 年 月 から 平成 年 月 まで		
2 整備計画の実施に係る総費用		
3 確認の対象となる既設の基幹放送局		
通し番号(注2)	局名(免許番号)	措置区分(注3)
	( )	
	( )	
	( )	
<添付書類>		
1 別紙1 設備整備所要額等総括表		
2 別紙2 基幹放送局の整備の詳細		
3 整備計画のスケジュール(注4)		

注1 基幹放送局提供事業者にあつては、放送法施行規則第101条の2第1項

注2 本文第一号(2)ウに規定する、確認の対象となる既設基幹放送局の補完設備を整備する計画である場合において、二以上の補完局所を整備するときは、一の補完局所ごとに枝番を付し一行ずつ記載すること。

注3 「3 申請書別紙2 基幹放送局の整備の詳細」の別紙2に関する注記6の区分を記載すること。

注4 整備対象局ごとの整備実施期間(土地取得、工事、検査等整備の準備段階から供用開始までの総期間)が俯瞰できるスケジュール表を添付すること。

2 申請書別紙1 設備整備所要額等総括表

(単位：百万円)

施設・設備名	施設数	所要額	内訳				
			H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
鉄塔							
局舎							
外構施設							
受電設備（電力引き込み送電線を含む。）							
送信空中線							
受信空中線							
送信機							
受信機							
中継回線設備							
伝送用専用線							
電源設備（予備電源設備を含む。）							
監視装置							
警報装置							
制御装置							
その他の附帯設備							
合計							
資金調達方法	自己資金						
	国の機関等による補助						
	外部	財投					
		無利子融資					
	借入	低利融資					
		市中借入					
	社債						

※ 上段（）内数値は設置個数

<別紙1に関する注記>

- 1 数値の記載は百万円を単位とし、記入すること
- 2 各年度における内訳を記載すること。その際、設備ごとの所要額の記載においては、枠内上段部に当該年度において整備される施設数の内訳を括弧書きで示すこと。

### 3 申請書別紙2 基幹放送局の整備の詳細

別紙 基幹放送局の整備の詳細			1 通し番号
2 局名	3 免許の番号	4 基幹放送の種類	
5 既存送信設備の設置場所の住所			
6 既存送信設備の立地の状況			
7 新たに整備予定の設備の住所			
8 計画における措置区分	9 計画の時期		
10 整備する設備及び費用			
添付の「設備整備所要額表(個票)」のとおり			
11 資金調達計画			
添付の「設備整備所要額表(個票)」のとおり			

#### <別紙2に関する注記>

- 1 1の欄は、別表様式「基幹放送設備等整備計画についての確認申請書」3における通し番号を付すこと。
- 2 2の欄は、免許されている基幹放送局と共通の名称を記載すること。
- 3 3の欄は、免許されている基幹放送局の免許の番号を記載すること。
- 4 4の欄は、現に免許を受けている基幹放送局が行う放送の種類（中波放送、短波放送又は超短波放送のいずれかの別）を記載すること。
- 5 6の欄は、現に免許を受けている基幹放送局の送信設備の立地における、大規模自然災害の懸念の状況を記載すること。
- 6 8の欄は、整備計画における措置の区分を本文第一号（2）のアからウまでの区分に応じ、次により記載すること  
「予備」： 本文第一号（2）アに規定する自然災害の影響を受けにくいと認められる場所へ新たに予備の設備を整備する場合  
「移転」： 本文第一号（2）イに規定する自然災害の影響を受けにくいと認められる場所へ既存送信設備に変えて新たにの設備を整備する場合  
「補完」： 本文第一号（2）ウに規定する中波放送の補完として新たに超短波放送の設備を整備する場合
- 9 9の欄は、当該基幹放送局に係る整備予定期間を記載すること。
- 10 10及び11の欄は、「添付の「設備整備所要額表（個票）」のとおり」と記載した上で、申請書別紙1「設備整備所要額等総括表」の様式を次の（1）から（3）までの要領に従い準用して作成し、別紙2に併せて提出すること。  
（1）準用する別紙1の表題は「設備整備所要額表」とし、表題の横に当該局名を記載（枝番の通し番号が付されている局については枝番も記載）すること。  
（2）金額の単位を千円単位とすること。

(3)「施設数」の欄は「数量」と読み替えた上で、各設備の数量を適宜の単位で記載すること。

11 日本工業規格A列4番で作成すること

12 本紙は総務大臣の確認対象となる基幹放送局ごとに作成すること。ただし、本文第一号(2)ウに規定する補完設備を整備する場合において、二以上の補完局所を整備するときは、一の補完局所ごとに作成すること。